

## 第22回定期総会議事録

議長

定刻になりましたので、ただいまより令和2年度12月第22回総会を開会いたします。

開会時間は午後1時35分です。

なお、本日の会議において、農業委員会等に関する法律第29条により、農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日は議席番号6番「田端龍一」委員より欠席の連絡を受けております。出席農業委員は14名中13名で、定員数に達しておりますので総会は成立しております。出席を求めた農地利用最適化推進委員の出席人数は9名です。

お願い事項として、質疑等は挙手の後、許可を得て起立して、議席番号、氏名を名乗ってから行うようお願いいたします。次に、携帯電話はマナーモードに設定し、緊急以外は通話しないことをお願いいたします。

つづきまして日程1、議事録署名委員の指名ですが、席順により、議席番号4番「田下三枝子」委員、5番「小林堯」委員をお願いいたします。

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、を上程いたします。今月は1件の申請がありました。

関係委員である安藤委員の退出を求めます。

(安藤委員、退出)

議長

それでは、審議に入ります。申請番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、「申請人より農地法第3条の規定による許可申請があったので、その適否を諮る」とのことです。

農地法第3条許可申請は土地利用が農地のまま変わらず、権利の変更のみ行うという申請です。その権利移動の際に農業委員会の許可を必要としています。3条の案件の許可権者は農業委員会会長になりますので、この総会で許可決定しますと、そのまま許可となり、所有権の変更ができることとなります。

それでは、申請番号1番につきまして説明させていただきます。

(申請番号1番について説明)

本申請について補足説明いたします。

申請人は現在75歳で、奥様と2人で耕作しております。

農地を取得するには「農作業常時従事要件」、「下限面積要件」、「全部効率利用要件」、「地域との調和要件」の4つの要件を満たしていることが条件となります。今回の申請の記載事項の内容から、「農作業常時従事要件」は、年間150日以上を越えており、また、「下限面積要件」については、小川地区の要件である30a(3000㎡)を越えていることから、この2つの要件は満たすと考えます。残りの2要件、申請農地を含め、申請者が経営している農地について、すべて効率的に利用していることという「全部効率利用要件」、周辺の農地利用に影響を与えないことという「地域との調和要件」につきましても、経営農地が大河地区、小川地区にございますので、それぞれの担当地区委員さんの現地調査報告で確認をお願いします。

以上、説明とさせていただきます。

議長

それでは、調査担当区の小川地区委員より現地調査報告をお願いします。

推進委員田嶋委員

推進委員田嶋が報告します。12月29日に農業委員4名、推進委員2名、計6名で現地調査を行いました。現地は一部に植木が見受けられたため、畑を是正するように本人にお話ししました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

第22回定期総会議事録

- 議長                    それでは、質疑に入ります。はじめに農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
- 9番権田委員            はい。
- 議長                    はい。権田委員。
- 9番権田委員            9番権田です。受人の経営農地は適正に耕作されていきましたか。
- 議長                    いかがですか。
- 13番内野委員            はい。13番内野が代わって報告いたします。受人の経営農地は畑はすべて大根等耕作されており、また田につきましても適正に水田管理がされております。以上です。
- 9番権田委員            ありがとうございました。
- 議長                    ほかにありますか。
- (質疑なし)
- 議長                    それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。
- (質疑なし)
- 議長                    他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号1番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長                    全員賛成ですので申請番号1番については可決、承認されました。ありがとうございました。
- 安藤委員の着席を命じます。
- (安藤委員、着席)
- 議長                    つづきまして、日程3、議案第2号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の承認について(中間管理事業)」を上程いたします。
- 議長                    審議の進め方について、先に委員の皆様にお諮りしたいと思います。今回は八和田地区の新規のみですが、委員に関係する案件については、冒頭で個別に審議し、残りを一括採決をとる方法で議事を進めたいと提案します。よろしいでしょうか。
- (異議なし)
- 議長                    それでは、承認が得られたということで、進めさせていただきます。

第22回定期総会議事録

今回は中間管理事業に係る新規案件として八和田地区23件の申請がありました。土地の所在地等の説明は特に必要な場合以外は省略しても差し支えないと致します。

それでは、審議に入ります。関係委員がおりますので先に関係委員の案件を審議いたします。申請番号12番について審議します。関係委員である大澤委員の退出を求めます。

(大澤委員、退出)

議長

それでは、大澤委員の関係案件、申請番号12番について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の承認について「小川町長から農用地利用集積計画について承認を求められたので、意見の決定を諮る」とのことです。

これは農業経営基盤強化促進法という国の法律のもと、当事者より申し出がされるものです。市町村はこの法律に基づき、「農用地利用集積計画」というものを作成しており、利用権はこの計画の一部です。町はこの計画を公告するために農業委員会の決定を経る必要があるため、今回承認を求められているものです。また、農業委員会は、担い手や土地所有者からの申し出を受けて、農地の利用調整に努めることが求められています。

中間管理事業による利用権設定は、通常の利用権設定と異なる時間を要するため、小川町では年1回12月総会で審議いただくということで、9月に決定いただきましたのでこの度議案といたします。

以上を踏まえまして、議案の内容説明に入らせていただきます。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、町から当委員会に、農用地利用集積計画について承認を求められております。今回の申請の合計は、23件、44筆、51,479㎡です。

議案説明につきましては、時間の関係もありますので申請番号・譲渡人・譲受人を読み上げさせていただきます。

それでは、大澤委員の案件、申請番号12番について読み上げます。

(議案書を朗読)

最後に調査区は、八和田地区になります。

議長

それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。

推進委員高橋委員

はい。推進委員の高橋が報告します。

12番はいずれも作付け、管理されておりました。

以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

第22回定期総会議事録

|          |   |
|----------|---|
| 議長       | <p>他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号12番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>   |
| 議長       | <p>全員賛成ですので申請番号12番については可決、承認されました。大澤委員の着席を命じます。</p> <p>(大澤委員、着席)</p>  |
| 議長       | <p>つづきまして、委員関係案件1件を除く、1番から23番につづきまして一括審議を行います。事務局より説明をお願いします。</p>   |
| 事務局      | <p>それでは、12番を除いた申請番号1～23番について読み上げます。<br/>(議案書を朗読)<br/>最後に調査区は、八和田地区になります。</p>  |
| 議長       | <p>それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。</p>   |
| 推進委員大塚委員 | <p>推進委員大塚が報告します。12月18日、農業委員5名、推進委員3名、計8名で現地調査を行いました。私のほうからは1番から8番を報告します。<br/>1番から8番はいずれも稲作後耕耘済みです。<br/>以上です。</p>  |
| 推進委員高橋委員 | <p>推進委員高橋が9番から18番を報告します。<br/>9番10番は麦作付け後状態でした。<br/>11番は稲作後耕耘済みでした。<br/>13番は草刈管理状態でした。<br/>14番は麦作付け後の状態でした。<br/>15番はたまねぎ、麦が作付けされておりました。<br/>16番から18番は麦作付け後の状態でした。<br/>以上です。</p>      |
| 推進委員遠藤委員 | <p>推進委員遠藤が19番から23番について報告します。<br/>19番はこぶ高菜が作付けされておりました。<br/>20番はターサイが作付けされておりました。<br/>21番はこぶ高菜が作付けされておりました。<br/>22番はホワイトにんじんが作付けされておりました。<br/>23番は小麦、ターサイが作付けされておりました。<br/>以上です。</p> |
| 議長       | <p>ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p>   |

第22回定期総会議事録

|     |   |
|-----|---|
| 議長  | <p>それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。</p> <p>(質疑なし)</p>  |
| 議長  | <p>他に質疑がないようですので、採決に入ります。委員関係案件1件を除く、1番から23番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>   |
| 議長  | <p>全員賛成ですので1番から23番についてはすべて可決、承認されました。ありがとうございました。</p> <p>つづきまして、日程4、議案第3号「農地中間管理事業による農用地利用配分計画の案について」を上程いたします。</p> <p>審議の進め方について、委員の皆様にお諮りしたいと思います。議案第3号は先の議案の関連案件です。先の議案と同様に、委員に関係する案件については、冒頭で個別に審議し、残りを一括採決をとる方法で議事を進めたいと提案します。よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>                  |
| 議長  | <p>承認が得られたということで、進めさせていただきます。</p> <p>先ほどの中間管理事業に係る配分計画として44件の申請がありました。</p> <p>なお、中間管理事業の配分計画ですので、委員による現地報告は、先ほどと同一の土地のため省略いたします。</p> <p>それでは、審議に入ります。</p> <p>関係委員がおりますので先に関係委員の案件を審議いたします。</p> <p>申請番号1から14番について審議します。関係委員である田下委員の退席を求めます。</p> <p>(田下委員、退席)</p>                 |
| 議長  | <p>それでは事務局より説明をお願いいたします。</p>  |
| 事務局 | <p>議案第3号農地中間管理事業による農用地利用配分計画の案について「小川町長から農地中間管理事業による農用地利用配分計画の案について意見を求められたので、意見の決定を諮る」とのことです。議案第2号の利用権設定との関連案件となります。</p> <p>この計画は、農地中間管理機構が農地をいったん借り受け、農地の集積化や規模の拡大化等を行うなど、耕作しやすい条件にして、地域の担い手等へ貸し出しを行うものです。平成26年4月より、農地中間管理事業が創設され、この事業は、今後の農地活用の効率化や生産性の向上を図ることを目的としています。</p> |
| 事務局 | <p>この配分計画案について、農業委員会は意見を町に報告し、町はその意見を聞き、この配分計画案を中間管理機構へ回答します。その後、埼玉県知事が認可、公告することで農地の貸し借りが設定されます。期間的には県の審査期間が40日間、配分計画の閲覧機関が14日間となっていることから、3月1日に賃借権が設定される予定となっております。</p> <p>以上を踏まえまして、議案の内容説明に入らせていただきます。</p> <p>議案説明につきましては、時間の関係もありますので申請番号・譲渡人・譲受人を読み上げさせていただきます。</p>         |

第22回定期総会議事録

それでは、田下委員の案件、申請番号1～14番についてご説明します。

借り受ける土地は議案書の通りで、14筆、8,693㎡です。全筆についてすでに利用権設定をしていた土地を中間管理事業に切り替えを行いました。

調査区は、八和田地区になります。

議長

それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号1から14番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので申請番号1から14番については可決、承認されました。田下委員の着席を命じます。

(田下委員、着席)

議長

つづきまして、申請番号16、17番について審議いたします。私が関係している案件ですので、この審議につきましては議長を副会長に交代させていただきます。よろしくおねがいします。

(山田委員、退席)

(議長交代)

議長(副会長)

議長を交代いたします。それでは、申請番号16、17番について審議します。事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、山田委員の案件、申請番号16、17番についてご説明します。借り受ける土地は議案書の通りで、2筆、2,959㎡です。調査区は、八和田地区になります。

議長(副会長)

それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長(副会長)

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

第22回定期総会議事録

- 議長（副会長） 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号16、17番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長（副会長） 全員賛成ですので申請番号16、17番については可決、承認されました。山田委員の着席を命じます。
- (山田委員、着席)
- 議長（副会長） 会長が議席に戻られましたので議長を交代いたします。
- 議長 議長を交代いたします。つづきまして、申請番号20から22番につづきまして審議いたします。関係委員の吉野委員の退出を求めます。
- (吉野委員、退出)
- 議長 事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 それでは、吉野委員の案件、申請番号20～22番についてご説明します。借り受ける土地は議案書の通りで、3筆、5,079㎡です。調査区は、八和田地区になります。
- 議長 それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
- (質疑なし)
- 議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。
- (質疑なし)
- 議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号20から22番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので申請番号20から22番については可決、承認されました。吉野委員の着席を命じます。
- (吉野委員、着席)
- 議長 つづきまして、申請番号23から31番につづきまして審議いたします。関係委員の大澤委員の退出を求めます。
- (大澤委員、退出)

第22回定期総会議事録

- 議長 事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 それでは、大澤委員の案件、申請番号23～31番についてご説明します。借り受ける土地は議案書の通りで、9筆、11,880㎡です。調査区は、八和田地区になります。
- 議長 それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
- (質疑なし)
- 議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。
- (質疑なし)
- 議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号23から31番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので申請番号20から22番については可決、承認されました。大澤委員の着席を命じます。
- (大澤委員、着席)
- 議長 つづきまして、委員関係案件を除く、15番から44番につきまして一括審議を行います。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 それでは、委員案件14件を除いた申請番号15～44番についてご説明します。借受人は6名で借り受ける土地は議案書の通りですので、筆数と合計面積のみご説明します。
- 15番、Aさん、1筆、650㎡。  
18、19番、Bさん、2筆、4688㎡。  
32番、Cさん、1筆、1100㎡。  
33～36番、Dさん、4筆、2490㎡。  
37～44番、Eさん、8筆、13940㎡。
- 事務局 以上6名です。実際には全くの新規というより利用権設定をしていた土地について中間管理事業に切り替えたところもあります。
- 調査区は、八和田地区になります。
- 議長 それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
- (質疑なし)
- 議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。
- (質疑なし)



第22回定期総会議事録

|         |   |
|---------|---|
| 議長      | <p>他に質疑がないようですので、採決に入ります。委員関係案件を除く、15番から44番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>  |
| 議長      | <p>全員賛成ですので15番から44番についてはすべて可決、承認されました。ありがとうございました。</p> <p>以上により中間管理事業による配分計画案はすべて可決、承認されましたので小川町長に意見書を送付いたします。</p> <p>つづきまして日程5、議案第4号「地籍調査に伴う農地に係る地目認定について」を上程いたします。</p> <p>これから審議に入ります。今回は2筆の地目認定について照会がありました。それでは、事務局より説明をお願いいたします。</p>   |
| 事務局     | <p>議案第4号、地籍調査に伴う農地に係る地目認定について「小川町長より、地籍調査に伴う農地に係る地目認定について照会を求められたので、その回答について意見を求める」とのことです。</p> <p>地籍調査に伴う農地に係る地目認定について、説明いたします。</p> <p>小川町では、国土調査法に基づきまして、平成5年度より、地籍調査事業を実施しております。八和田地区から始まり、竹沢地区、大河地区と進み、今年度は、青山の一部が調査地区となっております。</p> <p>今回地籍調査に伴い、登記簿地目が農地で、現況が農地以外の地目になっているものについて地目変更をする際に、農地法との関係もございまして、小川町から当委員会に、変更についての意見を求められております。</p> <p>それでは説明いたします。</p> <p>(議案書を朗読)</p> <p>照会対象農地については、一覧表のとおりです。合計2件です。うち1件が、農地から他の地目への変更予定他1件が、他の地目から農地への変更予定 となります。</p> <p>表の左中程に、登記簿地目、そしてその右隣の現況地目が地籍調査結果の地目であります現況地目が記載されております。</p> <p>全件が、市街化調整区域内であり、また農振農用地の指定はありません。</p> <p>最後に調査区は、大河地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> |
| 議長      | <p>それでは、調査担当区の大河地区委員より現地調査報告をお願いします。</p>  |
| 11番青木委員 | <p>11番青木が報告します。12月16日、農業委員2名、地籍調査担当職員2名、計4名で現地調査をしてきました。</p> <p>1番は現地にハナモモが植わっており管理されております。一覧表のとおり畑に変更することに問題はないかと思えます</p> <p>2番は本人にも立ち会っていただき現地調査しました。現地は山の斜面になっており、畑として活用したことは一度もないとのこと。一覧表のとおり地目変更することに問題はないかと思えます。</p> <p>以上です。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>   |

第22回定期総会議事録

議長

ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。議案第4号「地籍調査に伴う農地に係る地目認定について」、報告のとおり承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので可決承認されました。ありがとうございました。  
つづきまして、日程6、報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」を上程いたします。今月は1件の届出がありました。事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。事務局より報告いたします。報告第1号農地法第5条第1項第7号の規定による届出について「申請人より農地法第5条第1項第7号の規定による届出があったので、報告する」とのことです。

事務局

(申請番号1番を読み上げる)

以上、報告いたします。

議長

つづきまして、日程7、報告第2号「農地法第29条第1項第1号の規定による届出について」を上程いたします。今月は1件の届出がありました。事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。事務局より報告いたします。報告第2号農地法第29条第1項第1号の規定による届出について「申請人より農地法第29条第1項第1号の規定による届出があったので、報告する」とのことです。

(申請番号1番を読み上げる)

以上、報告いたします。

議長

ありがとうございました。  
つづきまして、「その他」について入ります。その他として議題として取り上げることはないでしょうか。

(挙手なし)

議長

ないようですので、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。これもちまして令和2年度12月第22回小川町農業委員会総会を閉会いたします。閉会時間は午後2時36分です。